

令和3年度若年技能者人材育成支援等事業 実施計画

高知県技能振興コーナー

事業項目	事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務 	
1) 相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域の企業、業界団体等へ連絡や訪問等を行い、制度紹介等の広報、マイスター候補の掘り起こし、認定申請の相談対応を行う。
2) ものづくりマイスターに対する指導技法講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> 認定されたものづくりマイスターの指導技法の習得・向上のため、外部講師(指導技法講習内容を熟知)及び高知県技能振興コーナーの職員等が講師となり、随時講習を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ものづくりマイスターの活用に係る業務 	
1) 若年者の人材育成に係る相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> 地域の企業や各種学校へ連絡や訪問を行い、制度の紹介などの広報等を行う。
2) ものづくりマイスターの派遣による実技指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 派遣の要望のあった企業等に対して適切な「ものづくりマイスター」を選定し、競技課題、技能検 定試験の一部の技能に関係した訓練指導を行う。
3) 地域の教育機関関係者・学生等に対する「ものづくりの魅力」の発信	<ul style="list-style-type: none"> 派遣の要望のあった学校に対して適切な「ものづくりマイスター」を選定し、教師及び学生生徒に対する講習会を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 地域における技能振興に係る業務 	
1) 技能五輪全国大会の予選開催・援助	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初に技能五輪全国大会の予選大会を実施する。 技能五輪全国大会へ参加する選手及び参加選手の指導者の旅費や選手の道具の運搬費の援助を行う。
2) 高知県ものづくり体験教室	<ul style="list-style-type: none"> 高知県立地域職業訓練センターで、一般参加の子供(主に小中学生)を対象とした各種ものづくり団体・企業によるものづくり体験教室を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、経済団体等との連携会議 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、経営者団体、業界団体等の関係者による連携会議を設置、開催し、本事業の推進計画、進捗状況の管理等を行う。

・ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務

1) 相談窓口の設置

高知県技能振興コーナーは、企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行い、ものづくりマイスターの認定申請を行う者に対して、申請書類の確認を行うなど、円滑な事務処理の実施を支援する。

2) ものづくりマイスターへの講習

認定されたものづくりマイスターのうち、職業訓練指導員免許を取得されていない方を対象に、指導技法の習得・向上のため、指導技法講習を随時行う。

・ものづくりマイスターの活用に係る業務

1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

高知県技能振興コーナーのコーディネーター等が高知県内の企業や工業高校等へ連絡・訪問することにより、ものづくりマイスター制度の紹介などの広報を行うとともに、地域の実態にあった相談援助、指導のニーズ等を把握する。

2) ものづくりマイスターの派遣による実技指導の実施

実技指導は、企業等が希望する内容を踏まえて、最適のものづくりマイスターを選定し、競技課題、技能検定試験の一部の技能に関係した訓練指導を行う。

特定の技能の向上等を目的に、ものづくりマイスターが、技能競技大会の競技課題及び技能検定試験を構成する技能（例えば旋盤職種でのテーパー削りなど）に係る実技指導を行う。

指導対象は、中小企業・事業所や工業高校の若年技能者とし、特定の技能に関する指導を行う。

3) 地域の教育機関関係者・学生等に対する「ものづくりの魅力」の発信

①学校の授業等への講師派遣

地域の教育機関関係者からの要請に基づいて、学校の授業等にもものづくりマイスターを派遣し、「ものづくりの魅力」を発信する内容の講師として活用を図る。

②学校の教師を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣

学生生徒に対する「ものづくりの魅力」発信の講義等の実施に当たっては、当該学校の教師の理解を深めておき、学生生徒やその保護者等に対して、必要な助言等ができるようにしておくことも肝要であるため、上記①の講義等の実施を計画する場合に、当該学校の教師を対象とした「ものづくりの魅力」講座等を、事前に実施する。

③学生の保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣

学生生徒の進路決定に当たっては、その保護者の与える影響は大きく、ものづくり産業における人材確保に資するため、上記①②の講義等の実施時に、学生生徒の保護者等に対しても参加を呼びかけるものとする。・地域における技能振興に係る業務

- 1) 技能五輪全国大会の予選の実施等技能五輪全国大会の予選を実施する。
「予定職種：洋菓子製造」
技能五輪全国大会へ参加する中小企業の従業員、専門学校等の学生に対して参加旅費等の援助を行う。
- 2) 高知県ものづくり体験教室の開催高知県立地域職業訓練センターで、一般参加の子供（主に小中学生）を対象とした各種ものづくり団体・企業によるものづくり体験教室を行う。

・地方公共団体、経済団体等との連携会議

- 1) 連携会議の構成
高知県商工労働部雇用労働政策課、高知県教育委員会、高知県工業会、高知県産業訓練協会、高知県洋菓子協会、高知県板金工業組合をメンバーとした連携会議を設置し、高知県の産業特性や就業構造等を踏まえた技能振興の取組や事業実施に当たっての連携・協力の在り方の検討及び事業の進捗状況の管理等を行う。
- 2) 開催時期
第1回目は当該年度の推進計画の説明等、第2回目は実施状況を踏まえた本年度事業の総括、及び翌年度の事業のあり方についての審議を行う。